

○近江八幡市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱

平成22年3月21日

告示第262号

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）に基づく退職金共済制度及び所得税法施行令（昭和40年政令第96号。以下「政令」という。）第73条に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度への加入の促進を図るため、その掛金の一部を補助し、もって中小企業の振興と従業員の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業退職金共済契約 法第2条第3項及び第5項に規定する契約をいう。
- (2) 特定退職金共済契約 政令第73条第1項第1号に規定する契約をいう。
- (3) 被共済者 法第2条第7項に規定する者及び政令第73条第1項第2号及び第3号に規定する者をいう。
- (4) 規則 近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する中小企業者とする。

- (1) 近江八幡市内に主たる事業所を有し、現に事業を営んでいる者であること。
- (2) 常時雇用する従業員の数が20人未満である事業所の事業主であること。
- (3) 平成22年3月21日以後において、従業員を被共済者とする共済契約を初めて締結し、かつ、対象契約に係る掛金を納付する者であること。

(補助金の交付基準)

第4条 補助金は、中小企業者が新たに中小企業退職金共済契約又は特定退職金共済

契約を締結し、当該契約が効力を生じた日の属する月から 1 2 月間契約期間内に掛金を納付した事業主に対し、被共済者ごとに月額 4,000 円の掛金を限度として 2 年間その掛金の 1 2 分の 1 に相当する額以内で、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、1 月から 1 2 月までの期間の掛金に係る補助金について、翌年の 1 月末日までに規則に定める補助金交付申請書に中小企業退職金共済手帳又は特定退職金共済制度被共済者証を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の交付申請をもって、実績報告を行ったものとみなす。

(補助金の交付)

第 6 条 規則第 7 条に定める通知後、規則第 13 条に定める請求に基づき補助金を交付する。

(変更届)

第 7 条 第 5 条の申請をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 共済契約者の変更があったとき。
- (2) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(補助金の取消し及び返還)

第 8 条 補助金の交付決定を受け、又は既に補助金の交付を受けた事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定額の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) いつわりその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第 7 条の届け出を怠ったとき。
- (3) 法第 8 条第 2 項及び第 3 項並びに政令の規定により契約が解除となったとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) その他市長が不適当と認めたとき。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市小規模企業退職金共済掛金補助金交付要綱（昭和49年近江八幡市告示第12号。以下「合併前の要綱」という。）の規定に定める補助金等の交付に係る要件を満たした者に対する補助金の交付等については、なお従前の例による。

3 この要綱は、平成22年度以降の申請に係る補助金について適用し、平成21年度の申請に係る補助金については、なお合併前の要綱の例による。